

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書に係る提出書類

**1 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書・・・1 部**

- ① 賃貸人（所有者）が死亡し、未相続の場合には、法定相続人全員の申請となります。  
相続人代表にて申請する場合、その他相続権者全員の同意が必要です。
- ② 共有名義の場合、権利者全員の同意が必要です。
- ③ 賃借人（耕作者）が死亡している場合は、相続人の実印の押印が必要です。
- ④ その他賃貸借（戦前小作）を解約する場合は賃借人の実印の押印が必要です。

**2 賃貸借の合意解約書・・・1 部**

※ 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書に押印した印鑑を使用すること。

**3 賃貸借契約書の写し・・・1 部**

**※4 印鑑証明書（実印の押印がある場合のみ）**

**※5 相続関係を確認できる資料・・・1 部**

賃貸人（所有者）が死亡し、未相続の場合のみ